

国土交通省所管の社会資本整備長期計画(計10本)

計画名	根拠法	計画期間	計画規模
治水事業七箇年計画(第9次)	治山治水緊急措置法	9～15年度	240,000億円
海岸事業七箇年計画(第6次)	-	8～14年度	17,700億円
道路整備五箇年計画(第12次)	道路整備緊急措置法	10～14年度	780,000億円
港湾整備七箇年計画(第9次)	港湾整備緊急措置法	8～14年度	74,900億円
空港整備七箇年計画(第7次)	-	8～14年度	36,000億円
第八期住宅建設五箇年計画	住宅建設計画法	13～17年度	640万戸(うち公的資金325万戸)
下水道整備七箇年計画(第8次)	下水道整備緊急措置法	8～14年度	237,000億円
都市公園等整備七箇年計画(第6次)	都市公園等整備緊急措置法	8～14年度	72,000億円
特定交通安全施設等整備事業七箇年計画(第6次)	交通安全施設等整備事業に関する緊急措置法	8～14年度	26,900億円
急傾斜地崩壊対策事業五箇年計画(第4次)	-	10～14年度	11,900億円

(参考) 他省庁所管の社会資本整備長期計画(計5本)

治山事業七箇年計画(第9次)	治山治水緊急措置法	9～15年度	37,700億円
漁港漁場整備長期計画	漁港漁場整備法	14～18年度	
廃棄物処理施設整備計画(第8次)	廃棄物処理施設整備緊急措置法	8～14年度	50,500億円
土地改良長期計画(第4次)	土地改良法	5～18年度	410,000億円
森林整備事業計画(第2次)	森林法	9～15年度	53,800億円

漁港漁場整備長期計画については、旧漁港整備長期計画(第9次まで)と旧沿岸漁場整備開発計画(第4次)を統合して、13年度作成

公共事業関係長期計画に関するこれまでの指摘等

経済財政諮問会議での主な指摘

〔「経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2002」(H14.6.25)〕

- ・ 各計画の必要性そのものについて厳しく見直すべき
- ・ 関連の強い計画間の関係を十分に見直すべき
- ・ 計画策定の重点を、その分野の特性を踏まえつつ、従来の「事業量」から計画によって達成することを目指す成果にすべき
- ・ 計画の策定過程において想定された事業であっても、それを全て実施するのではなく、さらに厳選すべき

地方分権改革推進会議での主な指摘

〔「事務・事業の在り方に関する意見」(H14.10.30)〕

- ・ 公共事業関係長期計画の見直しに当たって、以下の点に留意
 - 補助事業の事業主体は地方であることに配慮
 - 既存施設の維持更新、有効活用を重視
 - 緊急措置法の在り方についても検討

21世紀型の新たな公共事業関係計画への改革

- ・事業分野別の計画から、所管社会資本整備の重点化・集中化のための計画に転換
- ・省庁統合の実を最大限発揮するため、横断的政策テーマを設定した上で一本化
- ・計画策定の重点を事業費からアウトカム目標とし、これに向けた取組み内容、事業箇所数等を示すとともに、そのための所要額を明示(原則として事業費総額は計画の内容としない)
- ・主要事業・関連事業(供用時期、概算事業費)を明示し、事業のスピードアップ、コスト削減を促進、事業展開の透明性を向上
- ・ハード施策とあわせてソフト施策を積極活用

国土交通社会資本整備重点化計画(仮称)

【従来の5箇年計画】

縦割りの事業分野別計画
(省庁統合前に策定)

- 治水
- 急傾斜地
- 海岸
- 下水道
- 都市公園
- 道路整備
- 交通安全施設
- 港湾
- 空港
- 住宅建設

所管10本のうち9本が
H14・15年度に期限

社会資本整備の重点化・集中化に向けた取組み 公共事業改革の方向性(重点化・集中化の考え方)、コスト削減目標、事業のスピードアップのための措置ほか

横断的政策テーマ

(アウトカム目標(5~10年)、主要事業・関連事業)
(供用時期、概算事業費)、関連ソフト施策ほか
(テーマ及びアウトカム指標の例)

暮らし	公共交通機関・歩行空間・住宅のバリアフリー化		
	主要な鉄道駅等周辺の主な道路のバリアフリー化率	17% [H14]	53% [H19]
	バリアフリー住宅ストックの割合	2.7% [H10]	7% [H15]
	市街地等の幹線道路の無電柱化率	8% [H14]	13% [H19]
安全	ポトルネック踏切改良箇所数	50箇所/1000箇所 [H14]	500箇所/1000箇所 [H22]
	床上浸水未解消家屋数	10万戸 [H14]	6万戸 [H19]
環境	道路交通事故死者率	1.13人/億台キロ [H13]	1.04人/億台キロ [H19]
	復元・創出された砂浜の面積	290ha [H12]	560ha [H18]
	合流式下水道における未処理下水の流出削減率	H19までに28%削減 [H14比]	
活力	都市における公園・緑地の確保量	10.3万ha [H10]	11.8万ha [H15]
	拠点的な空港・港湾への道路アクセス率	59% [H14]	68% [H19]
	国際海上コンテナ貨物のトータル輸送コスト低減率	H18までに7%削減 [H12比]	
	三大都市圏の国際空港における国際航空旅客・貨物容量	4,300万人・290万トン [H13]	8,100万人・480万トン [H24]
	羽田空港の発着可能回数	56回/時 [H14]	80回/時 [H24]

各事業分野別主要事項

(参考) ブロック別の将来の姿
特定の政策テーマ別の対応方向
(都市再生、地球環境、少子高齢化など)

全体として一本の計画決定(計画期間5年)

新たな長期計画の見直しの基本的な考え方

統合の実を上げる 改革への取組

- ・ 社会資本整備の責任官庁としての行政展開
- ・ 幅広い行政分野による総合性の発揮

< 長期計画批判 >

- ・ 予算獲得の手段
- ・ 分野別配分の硬直性
- ・ 計画の縦割り
- ・ 緊急措置法は廃止も含め見直すべき

< 公共事業批判 >

- ・ 必要性の低い事業が行われがち
- ・ 止める仕組みがない
- ・ 事業の重点化、効率化がなされていない
- ・ 地方自治体や国民の声を十分聞いていない

新たな長期計画のあり方

あり方 : 計画策定の重点を「事業費」から「成果」へ

- ・ 達成される成果(アウトカム目標)を国民にわかりやすく提示
- ・ 事業費総額は計画内容としない。ただし、道路事業は事業費総額を別途明示
- ・ 需要予測は、現行のフォローアップを踏まえて実施、情報公開
- ・ フォローアップと必要に応じた見直しを実施

あり方 : 重点化・集中化の徹底

- ・ 横断的に設定したアウトカム目標での重点化
- ・ 目標の達成に必要な横断的取組み、国家プロジェクト・主要プロジェクト等を明示
- ・ 各事業分野においても重点化、優先度を明確化

あり方 : 事業間連携のさらなる強化

- ・ 異なる分野・異なる主体による事業間連携を強化

あり方 : 公共事業改革の取組みの強化

- ・ 公共事業改革の取組みの考え方を明示
(例：コスト縮減目標 / 事業評価の厳格な実施 / 事業のスピードアップ 等)
- ・ 国と地方の役割分担の明確化、地方の主体的取組みの促進等を明示

あり方 : 国と地方の連携の下、国民に関かれた計画策定プロセスの実現

- ・ ブロック別地方懇談会等やP Iを実施、社会資本整備の方向性を国、地方、国民が共有

従来の
分野別
長期計
画では
限界

長期計画の
一本化

法体系も
抜本的に
見直し

長期計画一本化に伴う根拠法の見直し

平成14・15年度を期限とする9本の長期計画を一本化。一本化する長期計画では事業費総額は計画内容としない。

一本化する長期計画の法的根拠として、社会資本整備重点化計画法(仮称)を新法として定める(次期通常国会)。

従来の事業分野別計画の根拠法である6本の緊急措置法は原則廃止。例外的に、制度的必要性があるものについて引き続き検討。

具体的には、下水道、都市公園及び港湾に係る緊急措置法は廃止。治山治水緊急措置法は治水に係る部分を廃止。道路及び交通安全施設に係る緊急措置法は引き続き検討。

